

○宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例施行規則

令和 4 年 2 月 7 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例（令和 3 年宮古島市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮古島市城辺世代間交流複合施設の利用の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する城辺交流施設を利用しようとする者は、利用の登録をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、宮古島市ぐすくべ児童館の利用の手続については、宮古島市児童館条例施行規則（平成17年宮古島市規則第67号）の規定により、城辺地域子育て支援センターの利用の手続については、宮古島市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成28年宮古島市告示第115号）の規定による。

(城辺交流施設の使用料の減免)

第 3 条 条例第 9 条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する者が利用する場合 全額
- (2) 本市が主催する行事に利用する場合 全額
- (3) 本市が共催する行事に利用する場合 使用料の 2 分の 1 の額
- (4) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が必要と認める額

(遵守事項)

第 4 条 利用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外での飲食又は火気の使用をしないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、壁、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物類を携帯しないこと。

(6) その他市長の指示すること。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定の申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第16条第2項に規定する申請書は、宮古島市城辺世代間交流複合施設指定管理者指定申請書兼誓約書（様式第1号）とする。

3 条例第16条第2項に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に定めるもの

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面

エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）

の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 宮古島市城辺世代間交流複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営に関する事業計画書

(3) 複合施設の管理運営に関する収支予算書

(4) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に定めるもの

ア 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、直近の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面

イ 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、直近の貸借対照表又はこれらに類する書面

ウ 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、直近の財産目録又はこれらに類する書面

エ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

オ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書

カ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面

キ その他市長が必要と認める書面

4 前項第2号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本計画
- (2) 受入れ計画
- (3) 事業運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画  
(選定結果の通知)

第6条 市長は、指定管理者の候補者を選定した場合は、宮古島市城辺世代間交流複合施設指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定をするときは、宮古島市城辺世代間交流複合施設指定管理者指定書（様式第3号）を交付する。

（協定）

第8条 指定管理者は、次に掲げる事項に関し、本市と複合施設の管理に関する協定を締結する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第9条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により、当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止することができる。

2 前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若し

くは一部の停止を求めた場合において、指定管理者に損害が生じて市長は、その賠償の責めを負わない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条及び第7条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。